

外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する 日弁連の意見 Q & A

2006年2月24日
日本弁護士連合会

現在、政府では、テロや外国人犯罪の防止、不法滞在者の減少を目的として、外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築が検討され、その一環として今国会に出入国管理及び難民認定法の改正案が提出されようとしています。

日弁連は、このような体制の構築に対し、プライバシー権・自己情報をコントロールする権利の保障、外国人に対する差別的取扱いの禁止などの観点から、意見を述べています（「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」2005年12月15日）。

日弁連ウェブサイトでご覧になれます。 <http://www.nichibenren.or.jp/>

【政府で検討されている制度の概要（入管法改正に係る部分）とこれに対する日弁連の意見の概要】

政府で検討されている制度の概要	日弁連の意見の概要
外国人が入国する際、指紋情報・顔画像といった生体情報（個人識別情報）の提供を義務付ける。	指紋情報の提供の義務付けは、憲法13条や自由権規約7条（品位を傷付ける取扱いの禁止）に反するので、採用すべきでない。 顔画像の提供の義務付けについても慎重に検討すべき 既に在留資格を取得して入国している外国人が再入国する場合には、対象から除外すべき。
入国時に提供された外国人の生体情報（指紋情報・顔情報など）を保管し、その後の在留管理・犯罪捜査などに利用する。	入国時のチェックを完了した時点で直ちに消去すべきであり、その後も保管して外国人の在留管理・犯罪捜査などに利用することには反対。
関係省庁の協議によりテロリストと認定された外国人の上陸を拒否したり、又は強制的に国外退去できるようにする。	テロリストの定義を明確かつ厳格なものとするべき・テロリストと認定して上陸拒否・退去強制するに当たっては、十分に適正な手続が保障されるべき。

Q 1 現在の国際情勢や社会情勢からすれば、テロや外国人犯罪を防止し、不法滞在者を減少させるためには、外国人の出入国・在留管理を強化することは必要ではないでしょうか。

A テロや犯罪の防止が社会の重要な目的であることは確かです。

しかし、一方で、プライバシー権や自己情報をコントロールする権利などの人権の保障があつてこそ、個人が国家によって監視される社会の形成を防止し、個人の自由な生活や民主主義社会が守られることとなります。

人権の保障によって得られる社会の安定は、テロや犯罪を防止するためにも必要なことなのです。

また、日本では、2005年の外国人の入国者は前年から約69万人増加して過去最高の約745万人、2004年末現在の外国人登録者数も過去最高の197万3747人、国籍（出身地）数も2003年末に比べ2か国増加して188か国となるなど、多民族・多文化の傾向を急速に進展させています。このような中で、外国人の出入国・在留管理をいたずらに強化することは、外国人を監視の対象とし、日本社会からの疎外感を生じさせ、共生を妨げることとなります。このような方向は、かえって社会を不安定なものにするおそれがあります。

日弁連は、テロや犯罪予防のための体制構築にあつても、プライバシー権・自己情報コントロール権の保障、外国人に対する差別的取扱いの禁止等の人権保障という観点からの考慮が必要であると考えます。

Q 2 日弁連は、なぜ、プライバシー権・自己情報をコントロールする権利の保障、外国人に対する差別的取扱いの禁止が重要であると考えられるのですか。

A デジタル化された指紋や顔情報は、個人を識別する機能を持った情報です。

本人の知らないうちに、遺留指紋との照合などの犯罪捜査に使われたり、街頭や駅の改札口などの生活のいろいろな場面で収集・蓄積されたりすることで、人の日常の行動が簡単に追跡されるようになるという「監視社会化」が進むおそれがあります。

また、デジタル化された情報は、コンピューターを通じて容易にアクセスできることから、瞬時に、大量に流出する危険があり、いったん流出すると取り返しがつきません。

このように、情報技術の進展の中で、プライバシー権・自己情報をコントロールする権利の保障の重要性が増しています。

外国人についても、プライバシー権・自己情報をコントロールする権利が保障されることは憲法上も、国際人権法上も明らかです。

一方、取得した全ての外国人の生体情報を、外国人であるということだけを理由に保管して、遺留指紋などとの照合を行って犯罪捜査などのために利用することは、外国人が犯罪の温床であるかのような偏見を生じさせ、外国人に対する差別を助長するおそれがあります。

このような観点から、日弁連は、プライバシー権・自己情報をコントロールする権利の保障、外国人に対する差別的取扱いの禁止が重要であると考えます。

Q 3 日弁連は、なぜ、外国人の入国時の指紋情報の提供の義務化に反対するのですか。

A 外国人の入国を生体情報を利用してチェックする必要があるとしても、指紋情報や顔画像などは、通常、他人にはみだりに開示したくないものであり、その利用方法によっては、個人の私生活が侵害される危険もあることから、プライバシーによる保護の対象になるものと考えられています。

また、このような生体情報の取得は、人の身体を何らかの手段で機械等の前にさらさせることから、その者の品位を傷付ける可能性があるものです。

日本では、人が公権力によって指紋情報の提供を強制されるのは、犯罪捜査の場合に限定されています。また、過去に存在した外国人登録における指紋押捺制度についても、反対運動の結果、現在ではこの制度は廃止されています。

生体情報のパスポートへの記録に関しても、国連の国際民間航空機関（ICAO）は、顔画像をパスポート上のICチップに記録することを標準とするよう定めているだけであり、日本人のパスポートについても顔画像だけを記録することになっています。

日弁連は、外国人の入国の際に指紋情報の提供を一律に義務付けることは、外国人のプライバシー権（憲法13条）を侵害し、品位を傷付ける取扱いの禁止（自由権規約7条）にも反するものであって、採用すべきではないと考えています。

Q 4 日弁連は、なぜ、入国時に提供された指紋情報などを保管して外国人の在留管理・犯罪捜査などに利用することに反対するのですか。

A 政府は、入国時の指紋情報・顔情報によるチェックを通過して日本に入国したすべての外国人（特別永住者等を除く）について、これらの指紋情報・顔情報をデジタル情報として集積して、在留管理・犯罪捜査などに利用することを検討しています。

しかし、これらの情報は、知らないうちに遺留指紋との照合などの犯罪捜査に使われたり、街頭や駅の改札口などの生活のいろいろな場面で収集、蓄積されたりすることで、人の日常の行動が簡単に追跡されるようになるおそれがあります。

入国時の顔情報などによるチェックを通過した外国人すべてについて、何の犯罪の疑いもないのに、これらの情報を集積して監視・管理の対象とすることは、監視社会化を招きます。

とりわけ、現在の制度では、行政機関の間での個人情報の提供が、行政機関の長による判断だけで可能とされており、その弊害は著しいものになります。

また、外国人だけを対象として監視・管理を強めることは、既に述べたとおり、偏見・差別を助長し、かえって外国人と共生する安定した社会の妨げになりかねません。

日弁連は、このような観点から、仮に入国時に顔情報の提供を義務化する制度を導入するとしても、取得した生体情報は照合を完了した時点で直ちに消去すべきであると考えており、入国後もこれを保管して外国人の在留管理・犯罪捜査等に利用することには反対しています。

Q 5 日弁連は、関係省庁の協議によりテロリストと認定された外国人の上陸を拒否し、又は強制的に国外退去させる制度について、どのような意見を述べていますか。

A 政府では、関係省庁の協議によりテロリストと認定した外国人の上陸を拒否し、又は強制的に国外退去させる制度が検討されています。

しかし、テロリストの定義が不明確・曖昧なものであれば、恣意的な認定が行われ、例えば、反政府活動を行っていることを理由として難民の認定を求めている人や、民族自決のための独立運動を行っている人までが、テロリストと認定されてしまうおそれがあります。

また、誰が、どんな情報に基づいて、どんな手続でテロリストの認定をするのが不明なため、外国人が十分に適正な手続を保障されることなく、テロリストと認定されて上陸を拒否され、又は強制的に国外退去されることも懸念されます。

日弁連は、仮にこの制度を導入するとしても、「反テロリズム」の名のもとに恣意的な解釈が行われることのないよう、テロリストの定義を明確かつ厳格なものとしなければならないと考えます。

また、テロリストと認定して上陸を拒否し、又強制的に国外退去する場合は、テロリストの認定に至る理由を可能な限り開示し、これに対する不服申立ての機会を与え、代理人の立会いを認めるなど、十分に適正な手続が保障されるべきと考えます。

